

地域を支える医療施設等事業者の
皆様に応援します！

医療施設等

物価・賃上げ対策 事業給付金

のご案内

申請受付期間

令和8年

4月1日 水

～

令和8年

5月29日 金

※当日消印有効

※申請期限を令和8年4月30日(木)から1ヵ月延長しました。

物価上昇の影響を受けて厳しい経営状況にある医療機関等に対し、物価上昇分の診療や調剤に係る経費を補助するとともに、物価を上回る賃上げに必要な支援を行うため、支援対象施設（診療所・薬局・訪問看護ステーション）に対し給付金を支給します。

支給対象

健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設
※賃上げ支援においては、別途支給要件がありますので、交付要綱等をご確認ください。
※病院に対しては、厚生労働省が直接支援しています。

申請書類

医療施設等物価・賃上げ対策事業給付金申請書（第1号様式又は第2号様式）等ダウンロード

申請方法

以下の支援区分ごとに申請が必要ですので、必要書類をご確認の上、申請書提出先となる「医療施設等物価・賃上げ対策事業等支援金事務局」まで郵送でご提出ください。

※提出先を郵便局留めとしている都合上、郵便以外の提出は受付できませんのでご注意ください。

①診療所等物価支援事業（有床診療所、無床内科・歯科診療所、薬局）

第1号様式及び別紙様式（1～3いずれか）

②診療所等賃上げ支援事業（有床診療所、無床内科・歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局）

第2号様式、別紙様式2-1及び別紙様式2-1-1

※①、②ともに振込先が分かる書類（預金通帳等の通帳表紙と裏面の見開き（カタカナの名義・口座番号が記載された部分）の写しの提出が必要です。

※給付金支給決定通知は、法人単位で申請された場合でも施設単位での通知となりますので、ご了承ください。（薬局は開設者単位）

実施報告

診療所等賃上げ支援事業において給付を受けた場合は、給付金を賃金改善に充てたことを確認するため、令和8年6月1日から同年8月1日までの間に別紙様式2-2を（該当する場合は別紙様式2-3も併せて）県へ提出する必要があります。

※賃金改善の総額が給付額を下回る場合、賃金改善に充てていない部分の返還が必要となります。

問い合わせ・申請書提出先

福島県医療施設等物価高騰対策事業及び
医療施設等物価・賃上げ対策事業等支援金事務局

コールセンター

080-2186-6812

受付時間/9:00～17:00 ※土日・祝祭日を除く

事務局
ホームページは
こちらから



対象医療施設及び給付額等

※支援区分のうち、診療所等物価支援事業を「物価」、診療所等賃上げ支援事業を「賃上げ」とする。

※許可病床数は、医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和7年8月1日時点の病床数とする。

ただし、医療施設経営強化緊急支援給付金（病床数適正化支援事業）により同年8月2日以降に削減した病床数を除く。

※保険薬局の店舗数は、厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の、所属する同一グループ内の保険薬局の数（当該保険薬局を含む）とする。

支給対象施設	対象施設区分	支援区分	支給額
健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設	有床診療所 （医科・歯科）	物価	許可病床数×13千円 ※許可病床数が13床以下の場合は 1施設×170千円とする。
		賃上げ	許可病床数×72千円 ※許可病床数が2床以下の場合は 1施設×150千円とする。
	無床診療所 （医科・歯科）	物価	1施設×170千円
		賃上げ	1施設×150千円
	訪問看護 ステーション	賃上げ	1施設×228千円
	保険薬局 （1店舗以上 5店舗以下）	物価	1施設×85千円 ※開設者毎に一括して申請すること
		賃上げ	1施設×145千円 ※開設者毎に一括して申請すること
	保険薬局 （6店舗以上 19店舗以下）	物価	1施設×75千円 ※開設者毎に一括して申請すること
		賃上げ	1施設×105千円 ※開設者毎に一括して申請すること
	保険薬局 （20店舗以上）	物価	1施設×50千円 ※開設者毎に一括して申請すること
		賃上げ	1施設×70千円 ※開設者毎に一括して申請すること